

○厚生労働省告示第十四号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第五項の規定に基づき、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの雇用保険率を次のとおり変更する。

平成二十六年一月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの雇用保険率は、千分の十三・五（次の各号に掲げる事業にあつては、当該各号に定める率）とする。

- 一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第四項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。） 千分の十五・五
- 二 法第十二条第四項第三号に掲げる事業 千分の十六・五

平成 26 年度の雇用保険料率

前年度から変更はありません

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの雇用保険料率は、平成 25 年度と変わらず次のとおりです。

(平成 26 年度 雇用保険料率表)

事業の種類 負担者	①	②		①+②	
	労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000



厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所（ハローワーク）